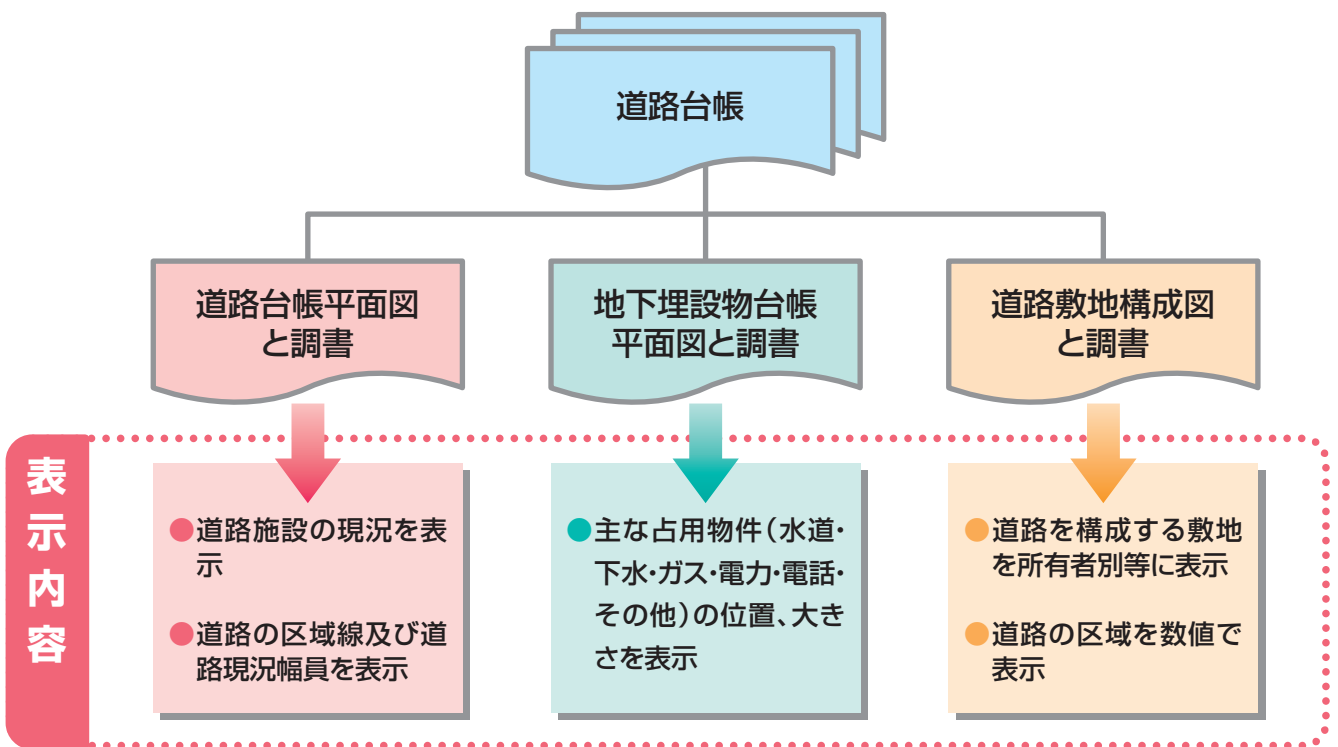


道路台帳とは？

道路の区域や、道路施設の現況、道路に埋設されたライフラインや沿道の状況等、道路に関するさまざまな情報を図面と調書にまとめたものを道路台帳といいます。

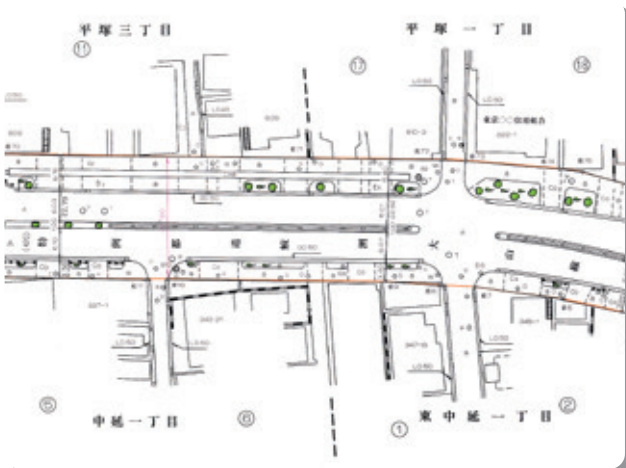
また、道路台帳の基礎数値は道路整備計画の策定や道路の維持管理に関する基礎資料としてばかりでなく、地方交付税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税等の算定資料としても各方面に広く利用しています。

都の道路台帳には、把握する内容に応じて3種類の道路台帳があります。



● 道路台帳図の凡例

道路台帳平面図



道路敷地構成図



くらしの中の「みち」

道路を快適に利用するために

人と環境に優しい道路をめざして

交通安全対策と渋滞の緩和

災害から道路を守る

これからの道路管理

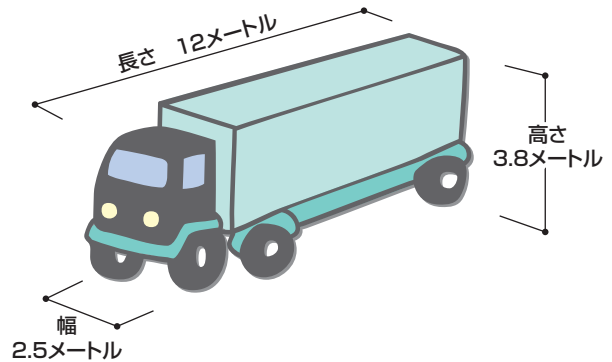
特殊車両の通行許可

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、一般的制限値を超える車両を「特殊車両」といい、道路を通行するには通行許可が必要です。

大きな車・重量のある車が通行するには

道路は一定の構造基準(舗装の厚さ、幅員等)により造られています。このため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さを次のとおり制限しています。この制限のことを「一般的制限」といい、制限値のことを「一般的制限値」といいます。

車両の諸元	一般的制限値	
幅	2.5メートル	
長さ	12.0メートル	
高さ	3.8メートル	
重さ	総重量	20.0トン
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	●隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン) ●隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
輪荷重	5.0トン	
最小回転半径	12.0メートル	



2

道路を快適に利用するために

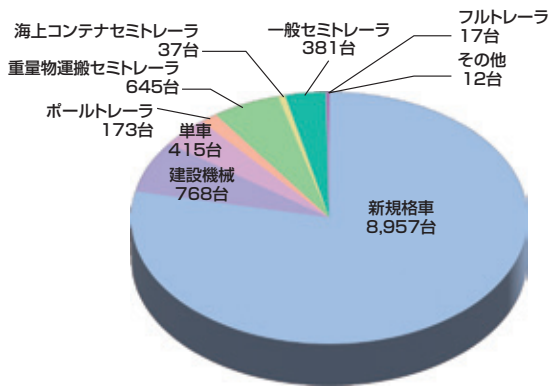
人と環境に優しい道路をめざして

3

●特殊な車両の主な種類は次の通りです。

新規格車、建設機械(トラッククレーン)、単車(トラック等)、セミトレーラ、海上コンテナ用セミトレーラ、ポールトレーラ 等

令和3年度特殊車両通行許可台数の車種別内訳



●新規格車

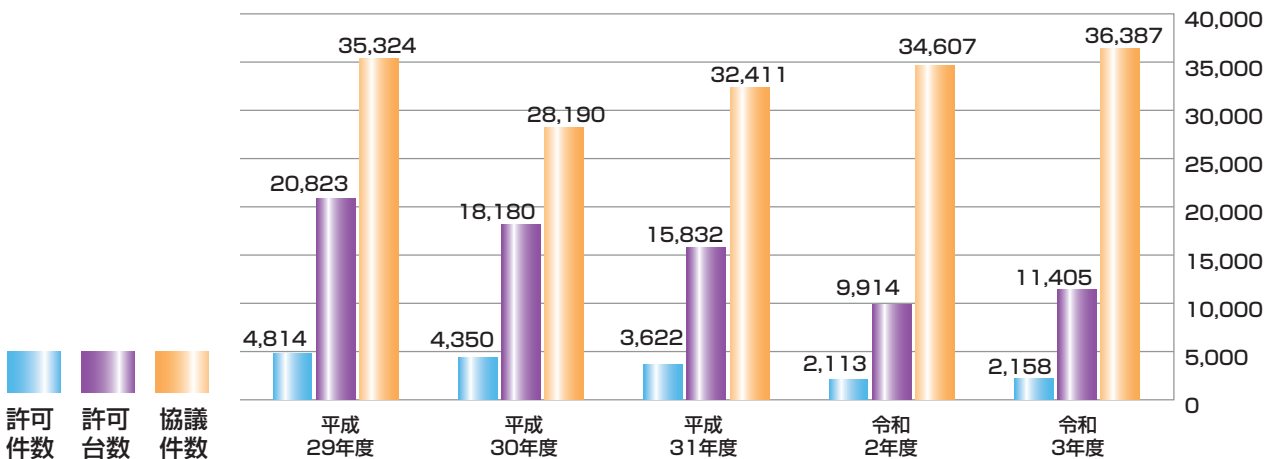
新規格車とは、以下の制限値を満たす車両をいいます。新規格車は、高速自動車国道および重さ指定道路を自由に通行することができますが、その他の道路を通行する場合は、特殊車両通行許可が必要となります。

車種	最遠軸距 (d)	長さ	新規格車の制限値
特例5車種	$8.0\text{m} \leq d < 9.0\text{m}$	—	$24.0\text{t} < \text{総重量} \leq 25.0\text{t}$
	$9.0\text{m} \leq d < 10.0\text{m}$	—	$25.5\text{t} < \text{総重量} \leq 26.0\text{t}$
単車 特例5車種を 除く連結車	$d < 5.5\text{m}$	—	総重量 $\leq 20.0\text{t}$
	$5.5\text{m} \leq d < 7.0\text{m}$	$9.0\text{m} \leq \text{長さ}$	総重量 $\leq 22.0\text{t}$
		長さ $< 9.0\text{m}$	総重量 $\leq 20.0\text{t}$
	$7.0\text{m} \leq d$	$11.0\text{m} \leq \text{長さ}$	総重量 $\leq 25.0\text{t}$
		$9.0\text{m} \leq \text{長さ} < 11.0\text{m}$	総重量 $\leq 22.0\text{t}$
	長さ $< 9.0\text{m}$	総重量 $\leq 20.0\text{t}$	

4

交通安全対策と渋滞の緩和

特殊車両通行許可件数の推移



5

災害から道路を守る

6

これからの道路管理

道路の占用許可

道路に施設などを設けて継続して使用するためには、占用許可が必要です。
占用許可に伴い、道路占用料が必要です。

道路の占用許可

(1) 人や車の通行以外に道路に施設などを設けて継続して使うことを「占用」といいます。

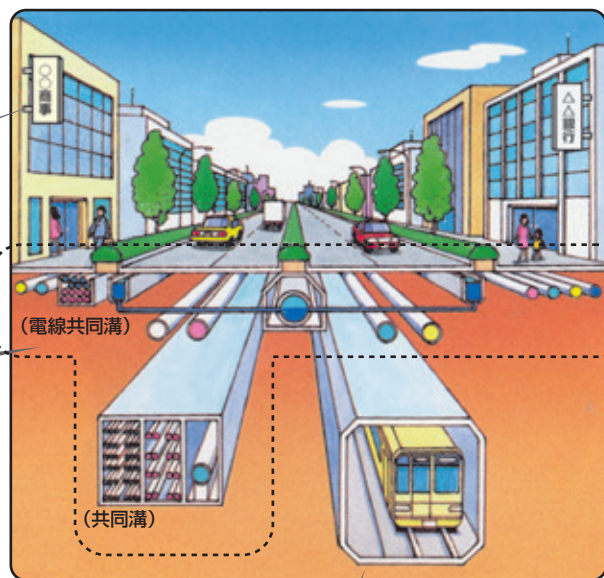
- 道路は、本来、人や車が通行するための公共施設であり、それ以外の使用は原則として認められていません。
- しかし、日常生活に不可欠な電気・ガス・上下水道・通信などのライフライン施設や、商店の突出看板など、法律で特に定めているものに関し、道路を「占用」することができます。

(2) 道路を占有するには、道路占用許可が必要です。

- 道路を占有する場合には、道路法に基づき、道路管理者の許可を受ける必要があります。
- 占有物件は、道路本来の機能である、人や車の通行の妨げにならないものでなければなりません。

(3) 道路占有は、都民の共有財産である道路を特別に使用することから、道路占用料という費用負担が必要です。

●主な占有物件



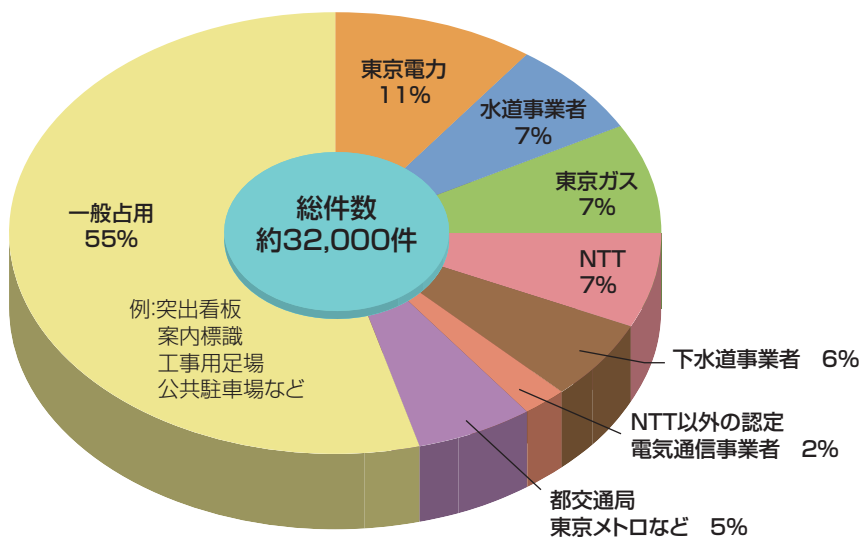
突出看板

ライフライン施設

(電気・ガス・上下水道・通信など)

地下鉄

令和3年度道路占用許可件数



道路占用許可の特例

道路の占用は、道路の敷地外に余地が無く、やむを得ない場合に許可できますが、都市再生特別措置法や国家戦略特別区域法に基づく道路占用許可の特例や、歩行者利便増進道路〔ほこみち〕制度を活用することで、まちのにぎわい創出や歩行者の利便促進に資する施設を設置することができます。

環状第2号線(新橋・虎ノ門間)では、都市再生特別措置法等を活用して、平成26年から地元のエリアマネジメント団体がオープンカフェの設置やイベントを実施してきました。また、令和4年に同地区を都内初の歩行者利便増進道路として指定しました。

東京駅丸の内口周辺の行幸通りや新宿副都心街路第4号線等においても、エリアマネジメント団体が周辺施設と一体となった取組を進めています。

引き続き、ほこみち制度を活用して、まちのにぎわい創出を図っていきます。

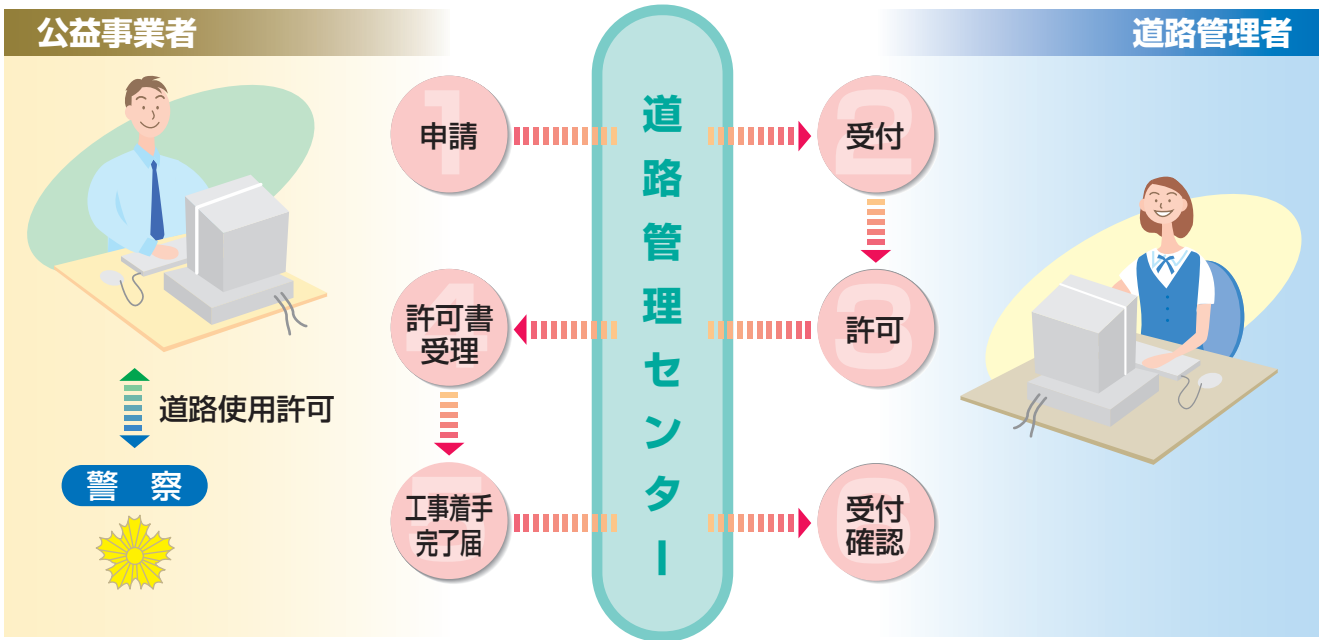


環状第2号線(新橋・虎ノ門間)に設置されているオープンカフェの様子

オンライン電子申請システム

オンライン電子申請システムは、23区の区域内において道路管理者(東京都など)と公益6企業^(※1)が一般財団法人道路管理センターの開発した「道路管理システム」を利用し、申請業務の効率化等を図るため、道路占用に関する申請、許可及び進捗管理までの一連の業務をオンラインで行うものです。

※1 公益6企業とは、東京電力、東京ガス、NTT、KDDI、都水道局、都下水道局です。



道路の不適正利用の是正指導

道路の機能を確保し、いつでも安全で円滑に道路を利用できるようにするためには、道路の不適正な利用で、一般の自由な交通が阻害されていないか、常に点検する必要があります。

東京都では、都内11の建設事務所がそれぞれの所管地区のパトロールを行い、道路の不適正な利用の早期発見に努め、必要に応じて是正指導等を行っています。

道路の不適正利用について

道路上に「置き看板」「のぼり旗」「商品置場」等を放置することは、通行の支障になるばかりでなく、事故を招きかねないため、道路法で禁止されています。特に、視覚障害者を安全に誘導するための、点字ブロックの上に、荷物などが放置されていると大変危険です。

道路上の[自動販売機][商品置場][置き看板][荷物][自転車・バイク][のぼり旗][路上作業]



各建設事務所では、都道上で道路が不適正に利用されていないか、毎日パトロールをしており、発見した場合は、その場で改善するよう指導・警告を行っています。

また、所轄警察や区市町村、町内会・自治会・商店会等とも協力し、合同でパトロールを行い、地域ぐるみでの道路及び交通環境の改善にも努めています。



建設事務所と商店会の皆さんが合同で「のぼり旗」「置き看板」への是正指導を行う様子



建設事務所と区市町村が合同で、放置自転車、放棄自転車への是正指導、警告作業を行う様子

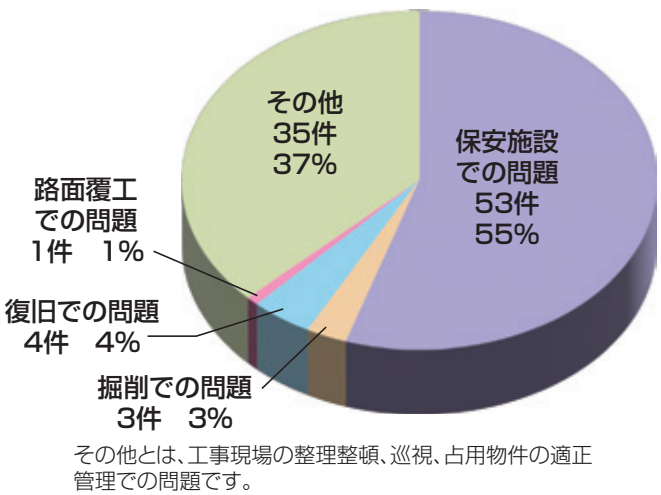
路上工事について

路上工事は、道路や、電気・ガス・上下水道・通信などライフラインの維持管理などのために、欠かせないものです。都内では、交通事情に配慮し、ほとんどの工事が夜間に実施されています。

各建設事務所では、工事現場において、歩行者の通路が確保されているか、交通誘導が適切に行われているかなど、工事の適正な施工と事故の未然防止に努めるため、夜間のパトロールも実施しています。

- パトロールの結果、道路で行われていた工事で次のような問題箇所が発見されており、各建設事務所において、指導・警告を行っています。

道路監察パトロールによる指摘箇所 [令和3年度]



夜間パトロールの様子